

みらい1分ニュースレター

2010/5/24 第37号
毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

今回は「日本の法務省入国管理局」における制度改正の通知—外国人研修生・技能実習生の受け入れ指針改正—のお知らせです。外国人研修生・技能実習生の法的保護が、その目的とされています。2回に渡りお知らせします。

みらいコンサルティング株式会社
国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局
Peoples Republic of China

テーマ 入国管理法の改正 外国人研修・技能実習制度の変更について

— その1 —

←ポイント

- ✓ 関連法令 : 「出入国管理及び難民認定法」(政令第274号)(法務省)
- ✓ 施行日 : 2010年7月1日
- ✓ 内容 : 外国人の技能実習生の在留資格:
(旧)「研修」「特定活動」→(新)「技能実習(1号、2号)」
- ✓ 主な変更点 : ・受け入れ企業と外国人実習生の「雇用契約」の締結
・外国人実習生からの「保証金」・「違約金」の徴収禁止(次号)
・外国人実習生に対する「労働関係諸法令」の適用および企業の「社会保障費」負担、「最低賃金以上」の支払いの義務化(次号)

←解説

【外国人研修・技能実習制度】

外国人研修制度は、開発途上国への人材育成協力および日本の産業・職業上の技術・技能・知識の海外移転を図るため、1991年に創設された制度です。平成20年の新規入国者数は、10万人を超え、現在では非常に大きな影響力をもった制度となっています。当制度の本来の趣旨は、外国人労働者を単純労働力として受け入れるのではなく、国際的な人材として育成することです。しかし現実には、この点を十分に理解せず、実質的に低賃金労働者として扱う等の問題が一部でみられたため、**研修生・技能実習生の法的保護**が目的とされ、今回の改正へと繋がりました。

【今回の改正点】

これまで、就労を伴わない外国人の在留資格には、1.「研修」(1年以内)と 2.「特定活動」(2~3年目)の2種類が設けられていました。今回の改正により、これらが「技能実習(1号・2号)」と定義されることになり(下記参照)、「労働基準法」や「最低賃金法」等の労働関係諸法令が適用されます。

	旧制度	新制度
1年以内	「研修」	技能実習1号 企業等での講習(*)及び雇用契約に基づく技能修得活動
2~3年以内	「特定活動」	技能実習2号 1号の活動で修得した技能等に習熟するため、雇用契約に基づき業務に従事する活動

(*)講習…技能実習1号の活動期間の1/6以上の期間を充てます。内容は、(1)日本語 (2)日本での生活一般に関する知識 (3)技能実習生の法的保護に必要な書類 (4)円滑な技能等の習得に関する知識と定められています。

【受け入れ企業と外国人実習生との雇用契約の締結】

実習生は講習を修了した後、必ず企業と雇用契約を締結します。また、その後の技能修得活動において、賃金の支払いを受けます。技能実習第1号から第2号への移行の際は検定試験に合格する必要があります。対象職種は65職種(平成22年1月1日)となっています。

(執筆: 鈴木景子)

 みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

